

候間宥申間敷由申切、則其夜こけら盜人をまばり候由手柄だてに申ければ、内心にはたわけたる仕様哉と被思けれども、能仕たり、頓て首を可切と被申付、けふか〜と思へども、四五日延候、如水は定て侘言可仕、其時いかにも稠敷恐し候様に云なして可宥と思ひ、侘言遅しと被待ける時、留守居の者、作業奉行同前に罷出、こけら盜人は今晚首を切可申哉、永々まばり置候へば、日夜番を付、人も入申候由申上候へば、大たわけめ、物を能聞、其こけら盜たる者の首を切、盗みたる木の切れに、かれが著物をきせつかひて見よ、人間の役をばせまじきぞ、人を殺と云は、何程大儀成事と思ふぞ、己らは何共おもはぬと見えたり、急でゆるし遣せと申付、却て叱られ、面目なく繩をとける、如水心には稠敷被仰付候間、見逢次第に縛り、致言上首を可切ぞ、かまへて盗な大事の義ぞとまた、かおどし、不盜様に仕候こそ、奉行を仕候者の仕様成に、何ぞや、だまりて盗ませ、とらへ置て首を切と申は、全く以、主の爲に不成覺悟也、己が役をさへ勤能様にまなしたらば、人の迷惑にも、主の爲惡敷にもかまわぬと、思ひ入たると被見付候や、其作事終候ては、重て役を不申付、自然に遠く被仕候、此旨後日に語られけると、物毎下々云合、我をだまし、人のまかられぬ様に作り合候事は、見知候へ共、互にすくひ合、落なき様にと、思ふは、ふか〜敷主の爲になる事なれば、だますとは乍知、却て心根不便に思ふぞと被語けると、如此諸事無法度成様に候へども、法度稠敷家よりは能ままり、科をおかしたる者、少く候ひしと承り候、

〔筆のすさび三〕一 盜入たる時、可心得事

いつの頃にか、備中さいちこといふ所に、細見勘介といふものありける、ある夜、盜の入らんとするを知りて、其腕をとらへて、格子へ引きこみ、其うちにて物に縛りつけて、扱刀をとり出す、盗たまりえず、自身其かいなを斬りて逃げぬ、或ハ同類の盜キ其のち數月にして、盜また來り、勘介が寐入たるを刺殺して去る、又甚五郎といふ者、其所は盜を追懸いで、あやまちてつまづき倒れし